

会議録

1. 会議名 南部町子ども・子育て会議（令和7年度 第1回）	
2. 日 時 令和7年8月26日（火）19時00分から20時50分	
3. 場 所 南部町役場 すこやか トレーニング室	
4. 出席者 <委員>南部町子ども・子育て会議委員（12名）12名出席 <事務局>子育て支援課課長、子育て支援課課長補佐、子育て支援課主幹 教育委員会総務・学校教育課長 <資料>南部町こども計画、こども誰でも通園制度（追加資料）、子ども・子育て会議条例、 成長と学びのガイドブック	
5. 次第 1 開会 2 委嘱状交付 3 自己紹介 4 会長・副会長選出 5 報告事項 (1) 第2期南部町子ども・子育て支援事業計画の総括について (2) 南部町こども計画（令和7年度～11年度）について 6 その他 7 閉会	
1. 開会	
子育て支援課長	（会議成立） 会議成立の報告。南部町子ども・子育て会議条例第5条第3項により、委員12名全員出席により成立する。（会議成立には委員の3分の2以上の出席が必要、欠席はなし）
子育て支援課長	傍聴者なし、会議録は作成してホームページ等で公開する。 本日の資料は事前配布をしているが修正がある。式次第の修正、こども誰でも通園制度の追加資料、そのほか名簿、条例、こども計画は事前にお配りしている。
2. 委嘱状交付	
3. 自己紹介	
4. 会長・副会長選出	
子育て支援課長	子ども・子育て条例第4条第1項により会長、副会長は互選で決めるとなっている。皆さんから立候補、推薦はないか。
委員	（発言なし）
子育て支援課長	ないようなので事務局案でお諮りしてもよいか。事務局案として会長は学識経験者枠で参加をいただいている方をお願いしたい。

会議録

委員	(全委員異議なし)
子育て支援課長	副会長は以前西伯小学校の校長先生にいただいていたので、学校枠というわけではないが会見小学校の校長にお願いしたい。
各委員	(全委員異議なし)
5. 報告事項	
子育て支援課長	ここからの議事の進行は会長にお願いする。
会長	(1) 第2期南部町子ども・子育て支援事業計画の総括について説明をお願いする。
事務局(説明)	子ども・子育て会議条例を基に説明。 南部町こども計画を基に説明。 (4ページ) 少子化が全国的に問題となっている。南部町の出生数は令和元年に51人、令和6年が42人となっており少子化が進んでいる。合計特殊出生率は令和3年以降は全国平均を上回ってきたことや、出生後からの転入児童が多い傾向にあるため、例えば、平成29年生まれについては、出生時は60人だったが小学校に上がる前には82人に増えている。 (6・7ページ) 令和2年度から6年度まで保育施設の待機児童についてはなかった。利用者より希望数が多いのになぜ待機児童がいなかったのは、個人的な事情(育休延長、求職活動の停止、特定の園を希望等)がある人は待機児童のカウントに含まれないため。引き続き待機児童が発生しないように保育士の確保や体制づくりに努めたい。 (8ページから16ページまで) 1から13までの事業について説明。 1の利用者支援事業については、子育て支援センターネウボラというのを以前開設していて、保健師や助産師、子育て支援員が妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく支援や情報提供を受けたりする事業である。 2の地域子育て支援拠点事業については、いわゆる子育て交流室あいあいのことである。乳幼児や保護者同士が交流をしたり、専門職員が子育ての相談にのったり情報提供をしたりする事業。アンケートをとったところ満足度が高いという結果が出ている。 3の妊婦健康診査について、南部町内には妊婦健診ができる医療機関はないので、県内、一部県外の医療機関で受診された費用につい

	て南部町が助成をしている。出生数の減とともに年々減少傾向にあるが、母子手帳を発行した方や里帰り出産をした方を対象としている。 4の乳児家庭全戸訪問事業について、出生されたお子さんの家庭に訪問して、情報提供やその家庭の環境を把握して支援をしていく事業となっている。 5の養育支援訪問事業について、養育が困難な家庭を対象に保健師や助産師が訪問して支援をしていく事業である。数件あるかないかで件数は少ないが、児童虐待の事前防止も目的となっているため、今後も進めていく事業となっている。 6の子育て短期支援事業（ショートステイ事業）について、保護者が病気などになられて一時的に育児が困難となったときに、こどもを児童養護施設に入所してもらう事業となっている。米子市にベビーホーム、天使園、令和6年度の途中から大山町の光徳子供学園も追加して3か所となっている。相談はあるが実績は少ない状況が続いている。 7のファミリー・サポート・センター事業について、育児の援助を受けたい方と育児の援助提供したい方が協力してこどもを預かる事業である。利用実績は令和3年度から4年度にかけて実績がない状況が続いていたため、やり方を改善して、援助会員の自宅でのみこどもを預かるという方法から、あいあいでもこどもを預かれるようにした。また、令和5年度から利用者が1時間500円払っていた利用料を無料にして、援助会員には南部町から1時間1000円の報酬をお支払いする方法に変えたら、利用回数が増えた。援助会員は高齢化で年々減っており、常に募集をかけているが、援助会員の確保が課題となっている。 8の一時預かり事業について、一般的に一時保育と呼ばれているが、保護者が仕事や病気、家族の介護や冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で未就園のこどもを預ける事業となっている。近年1歳になったら保育園に預ける家庭が増え、少子化もあって在宅児が減少し、利用者が増えたり減ったりしているが、ニーズが高いため継続して実施していきたい事業である。 9の延長保育事業について、通常の保育時間を延長して保育を行う事業である。一定のニーズがあるので、継続して実施していく。 10の病児・病後児保育事業について、病気で保育園に通うことができずに保護者の就労の関係で家庭での保育が行えない場合、病院の施設で一時的に保育を行う事業である。令和6年度は一時的に実績が減っているが、全体的には増加傾向にある。米子市の3か所と南部町の西伯病院1か所で実施している。西伯病院は休所中で、い
--	--

会議録

	ま再開に向けて検討中である。利用料の個人負担が1日2500円のところ南部町が独自で助成をして個人負担1000円で行っている。 11の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、令和4年度までは町内4か所で行っていたが、東西町の児童クラブが閉所となったため、現在3か所で行っている。令和6年度は待機児童が2名出てしまったが、今後は待機児童が出ないように学童支援員の確保に努めたい。 12と13の説明は省略。 成長と学びのガイドブックでは、分かりやすくまとめているので、参考に見ていただきたい。
会長	今の説明について質問やご意見があったらお願いしたい。ないので次に進めさせていただく。
会長	（2）南部町こども計画（令和7年度～11年度）について説明をお願いします。
事務局（説明）	（43ページ） こども計画の基本理念について「こどもまんなか南部町心豊かにふるさと愛すなんぶっこ」を軸として「家庭の子育てすくすく子育ていきいき親育ち」「こどもは地域の宝地域で育むこどもの未来」「こども・子育てみんなの笑顔あふれる環境づくり」の3本柱を理念としている。基本目標については1から8までである。 45ページからの具体的な施策について、主に目標指数が書いてあるところを中心に説明していく。 （46ページ） （1）地域における子育て支援サービスの充実について、昨年4月に実施した保護者アンケートの結果70%の方が満足度が「やや高い」「高い」と回答いただいた。5年前に実施したアンケートでは55%だったので15%上がっている。令和11年度はさらに10%上げて80%にしたいという目標を掲げている。 （47ページ） （2）保育サービスの充実について、令和6年度も待機児童0人だったのを継続して令和11年度も0人を目指していきたい。 （50ページ） （1）母子保健とこどもの健康づくりの充実について、これは目標設定ではないが令和6年度までは子育て支援センターネウボラを運営していたが、令和7年4月からこども家庭センターを開設した。

	こどもや保護者の総合相談窓口としてワンストップによる相談窓口を実施している。 (53ページ) (3) 思春期の不安や悩みの解決・性的な発達への対応について、南部町では不登校の出現率が小学校2.14、中学校6.71となっており、国平均より高い状況となっている。これを5年後には国の出現率を下回りたいという目標を掲げている。 (56ページ) (2) こども・親子が安心安全に過ごせる居場所の確保について、放課後児童クラブの待機児童数が令和6年度は残念ながら2人という数字が出てしまったため、令和11年度は0人という目標を掲げている。 (57ページ) (1) 仕事と子育ての両立の推進について、子育て応援企業認定という項目がある。町として子育て支援の充実には、町内の企業と連携しながら子育てしやすい町づくりの推進が不可欠と考えているので、子育て応援企業認定が令和6年度累計12社のところを、令和11年度は2社増の累計14社にしたいと思っている。令和6年度の実績としては鳥取CLTの1社の認定となっている。 第3期の子ども・子育て支援事業計画について説明。 (66ページ) 子ども・子育て支援法に規定している18事業を記載している。国と県と市町村が財源を出し合いながら全国共通の事業となっている。継続事業の説明については先ほどの説明と重なるので割愛する。 (68ページ) 3幼児期の教育・保育の提供体制の確保内容について、町内の保育園・こども園及び町外の保育施設の量の見込みと確保内容になる。令和8年秋につくし保育園とさくら保育園を統合して新たに天萬に土地を取得して120人規模の保育園の建設を予定している。令和8年度から4園が3園になるということを見込んだ計画になっている。こどもが年々減少しているので、それを見込んだ確保数となっている。令和7年度の2号認定の確保内容が226人で余裕があるが、令和8年度の2号認定は177人となっているのは、保育園が統合したことによる影響である。 新たな5事業について説明。 (73ページ) (14) 妊婦等包括相談支援事業については、元々南部町で任意で
--	--

	実施していた事業であるが、新たに国の施策の1つとして位置づけられた。内容は妊娠中の出産後の疑問や不安を相談し、安心して出産を迎えることができるようサポートをする事業となっている。 (15) 乳児等通園支援事業、通称：こども誰でも通園制度について、令和7年度はまだ正式にスタートしておらず令和8年度から全国的にスタートする事業である。内容は保育施設に通っていない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、保護者が働いていなくても保育施設に預けられる事業となっている。利用時間の枠が決まっていて、月に10時間までとなっている。確保人数は南部町のニーズが低いと見込んでいるため1人日となっている。 (16) 産後ケア事業について、元々南部町は任意で実施していたが、新たに法律に位置づけられた事業である。内容は、出産後の母子に対して、利用できる施設を確保して、心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援を行う事業となっている。南部町は現在7つの施設と契約をしている。 (17) 親子関係形成支援事業について、令和7年度から新たに始まった事業である。親がこどもに対する関わり方や子育ての悩みを抱えているケースなどいろいろあるが、グループワークを通じて親子間の適切な関係を構築する事業となっており、こどもの発達状況に応じた情報提供・相談・助言等などの支援を行う予定にしている。鳥取県西部地区での広域実施となっている。ケースが少ないという見込みをしており、2人という確保内容となっている。 (18) 子育て世帯訪問支援事業について、内容は児童の養育支援を必要とする家庭に対し、訪問支援員による家庭訪問を行い、保育園等の送迎を含む家事・子育て等の支援を実施する事業となっているが、南部町ではショートステイを利用された方がそこから学校や保育園に通うときに、施設の職員が送迎をする事業として利用している。 (75ページ) 国が新たに定めた法律の中で南部町としても子どもの貧困対策に取り組むというものになっている。経済的な理由により就学援助を受けている方の人数やひとり親家庭の児童扶養手当の受給者数の人数を掲載している。就学援助数は年々増加傾向にあり、児童扶養手当の受給者数は直近3年間でほぼ変わらない状況となっている。 (77～79ページ) 教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的な支援というのを具体的に書いている。 (80～81ページ) 南部町で実際に子どもの貧困にかかわる事業と担当課を記載してい
--	---

会議録

	る。
会長	説明内容がたくさんあったが質問などはあるか。
委員 A	ここまでの事業項目があると事業項目が多すぎないかと思っている。薄く広くなりはないか、ここで話題にするようなことではないかもしれないが、行政規模、人口規模、財政規模というものがあるので、千人の町にも十万人の市にも同じものをこの法律は求めているのか。
事務局	南部町で任意でやっている事業は多々あって、その中で全国共通で実施するのは18事業である。人口規模に応じたスタッフはそろっていると思うし、それなりに南部町の子育て支援は他市町村に負けないくらい充実していると思う。どこの市町村にいても共通したサービスが受けられるという体制を整えていくつもりである。さらに南部町としては、紙おむつの無料サービスなどの充実策をたくさんやっている。
委員 A	少なくとも南部町が網羅できているという実力のほどが分かってうれしい。
委員 B	これほどの膨大ないろいろなサービスを制定されていて、これは実際に必要とされている方のところに、どのようなアプローチで届くのかと思っている。私もなるべく町報は見るようにしているが、それを見たお母さん方がこれで相談に行くという方はいいが、そういうもので情報をキャッチできない方が一人で悩まれるとか、どういう形で必要な方にこれだけたくさんあるサービスが受けられるようになるのかというのを教えてほしい。
事務局	お便りやチラシがきた、ホームページを見たというだけではなかなかつながらないと思うが、定期的に健診があり、すこやかで行っているので保健師や助産師がそのときに対応をしたりしている。また、南部町は紙おむつの無料提供をしているので、こちらにおむつを取りに来た際に、何か困っていることはないかなどのお声かけをしたりしている。
委員 C	南部町は以前から切れ目のない細やかな支援を行っているが、元々妊娠期のころに3回ほど面談をしていて、最初の面談のときにはアンケートを取らせてもらって、経済的なところや支援者がおられる

	かどうかというところで困り感や状況の聞き取りを行い、信頼関係を結んでいって、気になることなどを聞かせてもらい、必要なサービスにつなげていくということに気をつけている。関係機関の方に事業を知っていただくことで、皆さんに困っておられる方にサービスを進めて頂けていると思っている。
委員 D	私自身は南部町で出産して子育てしてという経験があるので、産む前からとても親しくしてもらい、どんなサービスがあるとかきめ細やかに教えてもらえるので、実家の米子よりも近くてこどもの顔も覚えてもらえるし、安心して産んで育てていけると思っている。いろんな支援制度があって大変助かっているが、3歳児以上児の食費は、おやつとおかず代は免除してもらっているが、年少、年中、年長の3年間だけ主食の補助がなく、白ご飯だけ3年間はお弁当箱に入れて、毎朝も持たせないといけなくて冷たいご飯をこどもが食べているというところが、白ご飯が苦手なこどもももちろんいるし得意な子もいるが、お弁当箱に冷たくなって取りにくいご飯を食べるというのが、小学校になったら温かいご飯が提供されるが、この空白の3年間は何だろうという感じになっていて、県のほうに問い合わせをしたことがあるが国の方針でとかいろいろ制度があってそのままという話だったのでしょうがないと思っていたが、他の市町村で主食の補助をしているところもあると聞いているので、実際にお金として援助してもらうことが難しいということであればせめて白ご飯代を払うので、保育園のほうで用意してもらって、南部町産のお米を使ってもらって食育などをしてもらうようなことの議論はされているのか、質問をしたい。
事務局	48ページに、すでに行っている保育園の保育料の負担軽減の記載や、今後5年の間に主食の提供について負担軽減の検討を行うとある。今のところ来年度、ご飯を保育園で炊く計画をしていて、お弁当を用意しなくてもいいし、主食代の個人負担についてはまだ今後検討するが、来年度からは保育園で温かいご飯が食べられるように計画をしているところである。
委員 D	困っているというかそうだよねと同意してくださる保護者の皆さんがたくさんいるので、皆さん喜ばれると思う。
委員 E	74ページの17番の親子関係形成支援事業について詳しく教えてもらいたい。

会議録

事務局	こちらはなかなか親と子の関係がうまくいかないということがある中で、そこへの支援策がなかったが、国の制度で事業ができ、グループワークで学習の機会を設けている。今年の春から実施しているが南部町ではまだ実績がなくて、米子みそのがそこに関わってもらっており、対象者がいたら保健師などから声をかけてもらおうと思っている。今のところ対象者はいないが、今日子育て支援に関わる方々がたくさんおられるので、そういった対象者がおられたら情報提供をしていただくと、こちらから声かけの検討をさせていただきたい。
会長	1回パンフレットを見せてもらった気がするが、実際に当事者がいて話を聞いてもらう会だったのだろうか。ちょっと行きにくいと思う。
委員 C	一般的な親御さん向けに作られたものではなく、虐待的なところの親子の関係で手が出てしまわれたりする親御さん向けのものとなっている。一般的にパンフレットもあるが、広く周知をしたりするのは難しい事業となっている。いわゆる児童相談所が関わっているケースで、親子の関係づくりが再度必要だと判断された方に個人的にご紹介をしていくような事業となっている。
事務局	虐待ケースまたはその恐れのあるケースで、グループワークを通じてこどもさんへのかかわり方を学んでいただくような事業である。こどもさんとのかかわり方が難しいなと感じている方にお互い話し合ってもらって、ファシリテーターの方が関わってこうだよと教えていただける内容となっている。説明が難しくて申し訳ない。
会長	保護者の方が、自分が学びたいと思わないとちょっとできない。ちょっと心配な家庭があつてという感じではないのだろう。
委員 C	こちらが必要あると感じて、親子関係の再建をしたいという気持ちがあればなかなか難しい事業と思っている。
会長	他に質問はないか。細かいことだが放課後児童クラブで待機が2人出たということだが、これは指導員さんが不足でということか。待機が出るというのはどういうことか。
事務局	町内に放課後児童クラブが3か所あり、それぞれ支援員を配置しているが、定員があつて支援員がたくさんいればいいが、限られた中で見られる人数が決まっている。申し込みがあつたときには支援員

会議録

事務局	の確保ができていなかったという反省点があるが、なかなか支援員の確保の面から難しかったというのがある。 詳しくは、年度当初からこの人数で申し込みがあればスタートができる人数であったが、4月にスタートしてこの支援員の人数でこどもたちを見るのが限界だという時期の5月くらいに申し込みをされる案件があり、追加で2人入るのは限界だということでお断りをした案件である。
会長	14の妊婦等包括相談支援事業はネウボラと同じことか。
委員C	昨年度までは、子育て包括支援センターネウボラがあったが、それが児童福祉機能と合体してこども家庭センターというのができたので、実績としてはネウボラのこと載っているが、新たな計画にはこども家庭センターとして載っている。
事務局	73ページの14の妊婦等包括相談支援事業のことである。
委員C	ネウボラというのは組織の名前で、ネウボラの職員である保健師や助産師が14の妊婦等包括相談支援事業の実施をしている。名称や中身が改正されて、こども家庭センターができており、保健師、助産師、管理栄養士などの専門職がいて妊婦等包括相談支援事業をやっているというイメージである。こども家庭センターという組織で実施をしている事業というようなイメージである。
事務局	69ページに利用者支援事業とあるが、主にこども家庭センターのことが書いてあり、子育て包括支援センターネウボラというのが令和6年度までの事業で、そこから児童虐待防止などの関係の事業が合体して、こども家庭センターという組織ができた。保護者やこどもの総合相談窓口としてネウボラの機能と児童虐待防止の機能を合わせてこども家庭センターをつくったので、利用者支援事業のところがこども家庭センターにあたる。それとは別の事業として妊婦等包括相談支援事業があり、似たような事業ではあるが、事業の境目はあまりなくて、こども家庭センターもネウボラの体制のことを指していて、保健師や助産師や管理栄養士などの専門職の総合相談窓口で支援をするのがこども家庭センターという体制である。1つのメニューの中に妊婦等包括相談支援事業があり、妊娠中の方や出産後の方の支援をするのが具体的に書いてある。こども家庭センターは体制のこと、妊婦等包括相談支援事業は支援のメニューのことを指

委員 F	している。 今年度から委員になったので、第 1 期、第 2 期の内容があまり把握できていない状況で聞くが、第 2 期の学童の待機児童が 2 人出たということであるが、さきほど回答をもらったが、第 3 期のほうで課題点を改善していくと把握した。改善に努めるというふうに記載がしてあるが、同じような事例が出たときに同じような対応をされるのか、新たな取り組みとして考えておられることがあるのか。今回から委員になったメンバーが第 2 期の課題点をどの程度どういうふうな課題で、それに対してこういう風に改善するという具体例があると、今回新しく委員になったメンバーはこういう事業計画に対して町はこういう取り組みをされるのだなと、落とし込みやすいと思う。保護者代表として P T A の会長が 1 年間で交代していくので、子ども・子育て会議ということで町の皆さんの意見を反映されるような意見交換の場と思っていたので、その辺りの取り組みが、単年度で変わる委員であると引継ぎがうまくいってないと理解するところから入って、意見するところまで辿り着かないと感じた。その辺りを考慮してもらえるとありがたいことと、第 2 期での課題点について、このような取り組みをしていくというのをリストアップしてもらえると納得できるので、検討をお願いしたい。
事務局	学童支援員の確保が解決策になるが、夏休み期間中や長期休業中も放課後児童クラブはやっていて、そういうときには一時的に帰省された大学生などに声かけをして、何人かに働いていただいている。継続して来年もお願いしたいということも伝えているが、全体的には高齢化が進んでいて、本来なら支援員をしていただく年齢ではないが、引き続きお願いするということで残っていただいているのが現状で、学童支援員の確保というのが課題としてずっとある。たまたま昨年度は待機児童を出したが、今年度は現在、待機児童の発生はしていない。学童支援員の確保に努めていきたいと思っている。
委員 G	6 8 ページの令和 8 年度の保育園等の確保内容が 1 7 7 名で量の見込みが 1 7 5 名と説明があるが、出生数は少ないが途中転入等で人数が増えるなどのことを見込んだ人数か。2 人しか余裕がないというのはカツカツだと感じた。
事務局	6 4 ページのこどもの人口推計を載せていて、上のグラフが直近 5 年間のこどもの推移を示している。下のグラフには 2 0 5 0 年度までの人口推計を出していて、これに基づいて定員も考えながらまと

	めているが、ここはあくまでも見込み数に対しての人数で、2人しか余裕がないということだが、実際は幅があって177人の定員だが、これが175人から185人になろうが柔軟に対応できる体制をとっている。これはあくまでも定員の中での話なので、定員オーバーしても保育士の人数が足りていれば預けられるということになっているのでご安心頂きたい。
委員 G	それが聞けて安心した。それと要所要所に出てくる量の見込みという表現が腑に落ちない。おそらく国が示している項目と思っているが、施設とかだったらよいがこどもの人数のところでは量というのはものを扱っているようで少し引かかる。南部町だけのことで直せないと思うがどうにかできないか。
事務局	国が示した量の見込みを使わせてもらっている。非常に分かりにくい、見方を変えたらどうかと思うのはあるので、またこちらのほうは国の制度を見ながら、もし変えられるようであれば変えていきたいが、なかなか変えづらいところもあるので、その辺りはご意見として伺っておきたいと思う。
委員 G	成長と学びのファイルはとても分かりやすい。計画の中でもあったと思うが、こどものメディアやスマホやネットだとかについて、南部町内でも低年齢化してきたりトラブルになったり課題があったりすると思うが、教育委員会さんも来てもらっているんで、その辺りを行政が何かできるということではないかもしれないが家庭と一緒に取り組んでいく必要があると思っている。不登校の目標値も出ていたが、リンクしている部分もひょっとしたらあるかもしれないので、子育て支援課、教育委員会、家庭も含めていろんなところと一緒に取組めたらいいと感じている。
事務局	メディアについては今県外の市で条例のようなものができているところもあるが、特に制限ということではないが、これからは使い方などといったところでそれぞれになるか分からないがやっていく必要があると思う。学校でも啓発を参観日等で行ったり、一緒に考えたり呼びかけを行っているところである。これで結論を出すわけではなくて、呼びかけとか一緒に考えたりということを通じて、よりよい活用の仕方ができるようになってほしいと考えているので、そのようなやり方で進めていけたらと思っている。
会長	保育施設も0歳児が生後6か月からというふうになっているが、そ

会議録

事務局	れ以前の産休明けなどに預かってほしいという要望は出ていないか。2か月から預かってほしいなどの要望は出ていないか。 皆さん会社勤めで1年間きっちり育休を取られる方が多くて近年はなかったが、先日面談をした方で自営業をされている方で、生後3か月で保育園に出したいという相談を受けた。南部町では受け入れができないので米子の保育園でお願いしたいと回答をした。米子の私立保育園では生後6週目から受け入れるというところが多い。米子市の公立保育園は1歳からしか受けていない。
会長	新しい保育園ではどうか。
事務局	6か月未満だといろいろとリスクがあるので、考える必要がある。
会長	他には質問はないか。ないようなので、6. その他について事務局からお願いしたい。
6. その他	
事務局	・こども誰でも通園制度についての説明 追加資料を基に、こども誰でも通園制度について説明。 今回は制度説明をさせていただき、色々なご意見をお聞きしながら、1月にある第2回目の会議で具体的に南部町ではこのようなことをやる予定にしているということを説明させてもらい、さらにご意見をいただきたいと思います。今のところはまだ計画段階だが、すみれこども園に一時保育室があるので、そちらでの実施を考えている。最近一時保育のニーズが少なくなっており、そこの活用も含めてそこでこども誰でも通園制度ができたらと思っている。また、令和8年秋に開園する予定の統合保育所でもこども誰でも通園制度ができたらと考えている。新たに本年12月にこども誰でも通園制度の条例を制定する予定にしている。今後、この事業を引き受けいただく保育施設の指定をしないといけないということになっている。すみれこども園は公立なので指定をする必要はないが、今後統合保育園でやるということになれば、そちらを指定するということが出てくるので、また1月に詳しく説明したい。全国共通システムになり、スマホで予約ができるようになると思う。南部町ではニーズが少ないと見込んでいて、どこまでシステムを使うかについては検討しているところである。
委員H	先ほどのこども誰でも通園制度というのが一時預かりのスペースをうまく利用して枠組みを増やす、誰でも使いやすくする制度なんだ

	なということがよくわかった。このことでいつも不思議に思っていることがあるが、南部町の住民票がないと一時預かりについてもこども誰でも通園制度についても利用ができないというのが、私の年代ではネックになっていて、例えばＪＲで働いていて、旦那さんがＪＲで奥さんがついて行っていて転勤がある家族だが、住民票は別のところにあるから預けるところがないからどうしようというのを聞いたり、自分が事業をしたいと思ってたまに帰ってくるけど結婚して籍を入れたのが県外だから、南部町で生まれ育っているのに預けるところがない、どうしようというがあるので、そもそも住民票がないので利用ができないというのは、改善することはできないか。西伯タクシーがなくなってタクシーでの移動ができないというのが事業所の１２３の福祉タクシーさんが町内だったらどこでも病院や買い物の支援ができるようにしてくださったが、そのところをどうにかできたらありがたい。
事務局	こども誰でも通園制度は広域の利用ができたと記憶している。一時保育はすみれこども園でしているが、町外の方は里帰り出産の方に限って利用できるが、それ以外の方は南部町に住民票がないと利用できないようになっている。
事務局	１か月でも２か月でも住民票を移してもらえれば、その手続きだけで利用できるということもある。仕事とか転勤とかであれば、そういう手続きがそんなに難しくないで、住民票を移してもらえたらと思う。行政的な立場から言うと、町の事業で町の財源を使って住民さんのお金を町外の方のために使うというのが、住民の利益のことを考えると引かかる部分なので、なかなか町外の方にそこまで手を差し伸べられない、というところがある。
委員 H	結局預かる場所が有料でも中々ないということで困っているので、一時預かりは自治体でやっているところが多いので、どうにかならないか。
会長	広域入所はどの県でも OK なのか。
事務局	今やっている広域入所というのは、南部町に勤め先があるとか実家が南部町にあって里帰り出産される間、上の子を保育園でみてほしいというのは以前からやっている。
事務局	そのような広域入所は以前から全国から受けている。

会議録

会長	委託先から措置費をもらっているか。相互で了承しあったら OK なのか。
事務局	そのとおりで実際に住民票がある自治体から措置費をいただいている。
事務局	保育園の入所に関しては住民票がどこにあらうが、広域入所という制度があるので、一時預かりについてはそのような制度がない。
事務局	町外の方が施設を利用することによって町民さんが入ろうと思っていたが入れない、という状況も考えられるので、枠を確保しておかないといけないということも考えないといけない。個別事案によって相談していただけると、対応ができるか、応えられるか、あるいは違うアドバイスができたりということがあるので、子育て支援課に相談してみたらと声掛けしてもらったら、要望に応えられないかもしれないがアドバイスの的なことができると思う。
委員 H	友達もいろいろ兼ね合いで解決できたところがあるので、引っかかったので聞いてみたところである。
事務局	この制度について、また次回に皆さんから意見をうかがうということをお願いしたい。国が決めている制度は変えられないが、町独自としてこのようなことをしたらどうか、という提案もしてもらったらよりよい制度になると思う。
会長	いろいろ活発な意見をありがとうございました。今日の意見はまた事務局でまとめて、次回の会議で提案をしていただきたいと思っている。
事務局	来年 1 月に子ども・子育て会議の 2 回目を予定していて、年内に日程調整をさせていただきたいと考えている。
7. 閉会	閉会（20：50）